

前橋市テニス協会  
会則

前橋市テニス協会

所在地：〒371-0014 前橋市朝日町2-11-22  
TEL : 027-223-7800  
FAX : 027-223-7803

# 前橋市テニス協会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、前橋市テニス協会と称する。  
第2条 本会の所在地は前橋市朝日町2-11-22。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は前橋市内におけるテニスの普及・発展を期し、併せて体育の向上、品性の陶冶、運動精神の修養・発揮に資することを目的とする。  
第4条 本会は前条の目的を達するため、次の事業を行う。  
1. 競技会の開催  
2. 講習会の開催  
3. 市スポーツ協会並びに県テニス協会に加盟し、他の競技団体及び全国組織との連携をはかる。  
4. その他本会の目的遂行に必要な諸事業。

## 第3章 会員

- 第5条 本会は次に定める会員を持って組織する。  
1. 前橋市内に所在する、テニスクラブ、官公庁・会社テニス部、大学・高専・専門学校及び高校・中学テニス部に所属する者。  
2. 前橋市外に所在するテニスクラブに所属し、前橋市テニス協会に加盟を希望する者。

## 第4章 加入

- 第6条 本会に加入しようとするときは、本会所定の申込書に所要事項を明記し提出すること。

## 第5章 会費

- 第7条 会員は次の計算による会費を、毎年4月末日までに納入しなければならない。

一般及び大学 (高専は4年生以上)	団体登録 個人登録	1,000円／団体／年 500円／人／年
高校・中学校・小学校		無料、ただし登録が必要

- 第8条 前条の納入期日以後の登録を追加登録とし、その都度、一般及び大学は700円／人／年、高校・中学校・小学校は、200円／人／年の額を同時に納入しなければならない。

- 第9条 会員で年会費を納入しない者は退会した者と見なす。  
会員で本会則に違反するか、本会の対面を傷つける行為ありと認めたときは、総会の決議により除名することができる。

## 第6章 役員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
- |      |     |
|------|-----|
| 会長   | 1名  |
| 副会長  | 若干名 |
| 理事長  | 1名  |
| 副理事長 | 2名  |
| 常務理事 | 若干名 |

	事務局長	1名
	会計監事	若干名
第 11 条	会長・副会長・常務理事・会計監事は総会において決定する。	
第 12 条	常務理事は互選により理事長及び副理事長を選任する。	
第 13 条	会長は本会を代表し、会務を総括し、総会の議長となる。 副会長は会長を補佐し、会長が事故あるときはこれを代行する。 常務理事は、常務理事会を組織し、総会の決議事項を執行し、会務を処理する。 事務局長は常務理事から選出し、事務を総轄し併せて会計処理を行う。 会計監事は会計を監査し、総会で監査報告をし、意見を述べることができる。	
第 14 条	役員の任期は2年とし、再任を妨げない。 役員は任期満了後でも後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。 補欠選出された役員の任期は前任者の残余期間とする。	
第 15 条	本会に顧問を置くことができる。 顧問は常務理事会の議を経て会長が委嘱するものとし、必要に応じ常務理事会に出席し、意見を述べる事ができる。	

## 第 7 章 会 議

第 16 条	本会の会議は、総会、常務理事会とする。
第 17 条	(1)会議は、各構成員の3分の1以上の出席がなければ開くことができない。 (2)会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。可否同数の時は議長がこれを決する。 (3)会議の構成員は、書面により又は、代理人に委任することにより、議決に参加することができる。
第 18 条	(1)総会は、顧問、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事及びクラブ代表者により構成され会長が招集する。 (2)総会は、事業報告、決算、事業計画（案）、予算（案）、役員の選任等重要事項を審議決定する。 (3)定期総会は毎年4月に開催する。 (4)臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は常務理事の3分の1以上から要請のあったとき、隨時これを開催する。
第 19 条	常務理事会は、理事長が招集する。 常務理事会は、総会において委任された事項及びその他の細目事項を審議執行し、必要に応じ専門委員会を設けることができる。

## 第 8 章 会 計

第 20 条	本会計の経費は次の収入で支出する。 (1)会員の会費 (2)事業収入 (3)補助金及び寄付金
第 21 条	本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

## 第 9 章 附 則

第 22 条	本会則は総会の決議がなければ変更することができない。
第 23 条	本会則に必要な細則は常務理事会で定める。
第 24 条	本会則は1975年（昭和50年）4月1日から施行する。

1982年（昭和57年）3月31日 改正  
2021年（令和3年）4月16日 改正  
2022年（令和4年）4月 8日 改正